

令和 7 年

第 1 回可茂衛生施設利用組合議会定例会
議 案 書

令和 7 年 3 月 10 日

目 次

議案第 1 号	令和 7 年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について	1
議案第 2 号	令和 7 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について	2
議案第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3
議案第 4 号	可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第 5 号	請負契約の締結について	7

議案第 1 号

令和 7 年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について

令和 7 年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金を、別冊のとおり定める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 2 号

令和 7 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について

令和 7 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算を、別冊のとおり定める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月10日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(可茂衛生施設利用組合議会個人情報保護条例の一部改正)

第1条 可茂衛生施設利用組合議会個人情報保護条例（令和5年可茂衛生施設利用組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第53条 書記長等若しくは書記長等であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 書記長等若しくは書記長等であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目

的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 書記長等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 書記長等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。
--	--

(可茂衛生施設利用組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 可茂衛生施設利用組合個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年可茂衛生施設利用組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定	附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定

する保有個人情報の前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 5 (略)	する保有個人情報の前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 5 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議案第4号

可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年3月10日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する条例（平成7年可茂衛生施設利用組合条
例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<u>可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に 関しては、組合管理者の属する市町村の職 員の給与支給に関する条例の例による。</u>	<u>第1条 可茂衛生施設利用組合職員の給与 支給に関しては、可児市職員の給与支給 に関する条例（昭和42年可児市条例第15 号。以下「可児市条例」という。）の例 による。</u> <u>第2条 前条の規定にかかわらず、可児市 条例第22条第1項に定める当該職員の勤 務成績は、基準日前における直近の勤務 成績とする。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 3 月 10 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 目 的 | 令和 7 年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事 |
| 2 | 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 金 額 | 264, 000, 000円 |
| 4 | 相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
カナデビア株式会社中部支社 支社長 朝枝 政利 |